

内閣参質二〇四第九七号

令和三年六月二十五日

内閣総理大臣 菅 義偉

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員熊谷裕人君提出デジタル庁の中途採用職員におけるリボルビングド
アの仕組みに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員熊谷裕人君提出デジタル庁の中途採用職員におけるリボルビングドアの仕組みに関する質問に対する答弁書

一について

内閣官房情報通信技術（ＩＴ）総合戦略室においては、令和三年六月二日に「デジタル庁における入札制限等の在り方に関する検討会」を設置し、公平性・透明性の高い入札制限ルールの在り方等について、現在、整理・検討を行っているところであり、お尋ねについて現時点でお答えすることは困難である。

二について

お尋ねについては、今後、デジタル庁において、一について述べた整理・検討も踏まえつつ、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）等に基づく服務規程等についての研修を実施する予定である。

三について

お尋ねの趣旨が明らかではなくお答えすることは困難であるが、国家公務員法第百六条の二第一項及び第百六条の三第一項の規定については、原則として、非常勤職員（同法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）、臨時的職員及び条件付採用期間中の職員を除く全ての一般職

の国家公務員に適用される。

四について

政府としては、デジタル改革を牽引^{けん}する人材を確保するため、特定企業等への利益誘導^{きやく}が起こらないよう配慮しつつ、優秀な人材が民間、地方公共団体及び政府を行き来しながらキャリアを積める環境の整備が重要であると考えており、引き続き必要な検討を進めてまいりたい。